

## 労災保険制度等と救済制度の比較

		労災制度	救済制度
制度の 考え方	制度概要	<b>保険による補償制度</b> 労働者の業務上の事由又は通勤による負傷・疾病等について、被災労働者又はその遺族に対し、所定の保険給付を行う制度。	<b>国による救済制度</b> 石綿による健康被害を受けた者等に対して医療費等の給付を行う制度。
	根拠法	労働者災害補償保険法	石綿健康被害救済法
	責任	使用者の無過失賠償責任。	本来原因者が被害者にその損害を賠償すべき責任を負うが、①長い潜伏期間（30～40年）であること、②石綿が広範な分野で利用されてきたため、飛散と個別の健康被害に係る因果関係が立証困難であることから、民事責任とは切り離して救済。
	対象	労働基準法に定める労働者。 ※労働者以外の者（中小事業主、自営業者、家族従事者等）に対する任意加入制度（特別加入制度）あり。	日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者及びその遺族。
	給付趣旨	労働災害に対する使用者の災害補償責任を代行する機能を有する制度。	社会保障的な考え方に基づく見舞金的給付制度。支給される療養手当については、入通院に伴う諸経費、介護手動的な要素が含まれている一方、慰謝料や逸失利益の填補、生活保障といった要素は含まれない。 なお、労災補償とは給付調整あり。
		給付水準については後掲	
財源（費用負担）	<b>事業主が負担する保険料</b> ※保険料＝賃金総額×保険料率（事業の種類により異なる（3.0/1000～103/1000）。3年に1度改定）。	<b>政府、地方公共団体、関係事業主が拠出する基金</b> （割合：国約4/8、地方約1/8、事業主約3/8） ※基金総額 760億円（H18～22の5年間の総額）	

		労災制度	救済制度
指定 疾病	中皮腫	○	○
	肺がん	○	○
	石綿肺（じん肺）	○	○
	良性石綿胸水	○	—
	びまん性胸膜肥厚	○	○
認定 者数	中皮腫	4,312人 <sup>※1</sup>	5,288人 <sup>※3</sup>
	肺がん	3,270人 <sup>※1</sup>	719人 <sup>※3</sup>
	石綿肺（じん肺）	63人 <sup>※2</sup>	—
	良性石綿胸水	106人 <sup>※1</sup>	—
	びまん性胸膜肥厚	147人 <sup>※1</sup>	—

※1 平成22年3月31日までの労災認定の累計数（平成21年度は速報値）。特別遺族給付金を含む。

※2 石綿による健康被害の救済に関する法律施行日（平成18年3月27日）～平成21年3月31日までの特別遺族給付金の累計数（平成21年度は速報値）。

※3 石綿による健康被害の救済に関する法律施行日（平成18年3月27日）～平成22年5月31日までの累計数。

		労災制度等 <sup>※4</sup>	救済制度
給付内容・水準	治療費	○（療養（補償）給付）	○（医療費 <sup>※9</sup> ）
	治療を要する場合の手当	—	○（療養手当 <sup>※9</sup> ） （毎月約10万円）
	休業に対する手当	○（休業（補償）給付） （毎日6千円 <sup>※5</sup> ）	×
	治癒しない場合の手当	○（傷病（補償）年金 <sup>※6</sup> ） （第1級の場合、毎年313万円 <sup>※5</sup> ）	×
	障害が残った場合の手当	○（障害（補償）給付） （年金；第1級の場合、毎年313万円 <sup>※5</sup> ） （一時金；第8級の場合、503万円 <sup>※7</sup> ）	×
	死亡した場合の手当	○（遺族（補償）給付） （年金；153万円～245万円 <sup>※5</sup> ）	○（特別遺族弔慰金 <sup>※9</sup> ） （280万円）
	葬祭費用	○（葬祭料（葬祭給付）） （61.5万円 <sup>※5</sup> ）	○（葬祭料、特別葬祭料 <sup>※9</sup> ） （約20万円）
	介護に対する手当	○（介護（補償）給付） （上限毎月約10.5万円）	×
労働安全衛生法に基づく健康管理制 度（無料の健康診断）	○ （労働安全衛生法に基づき、在職中は事業者負担による健診、退職後は、一定の要件を満たす者に健康管理手帳が交付され、指定された医療機関で無料の健診 <sup>※8</sup> ）	検討中	

※4 その他にも、社会復帰促進事業や二次健康診断の予防制度等がある。

※5 給付基礎日額が1万円の場合。

※6 傷病（補償）年金は、休業（補償）給付を受けている労働者が、療養の開始後1年6か月経過した日以降、傷病が治癒せず、障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当する場合に休業（補償）給付にかえて支給される。

※7 遺族補償一時金は、遺族年金を受け得る遺族（労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持していた労働者の家族）がいない等の場合に支給される。

※8 石綿の製造・取扱い業務も労働安全衛生法に基づく健診、健康管理手帳制度の対象に含まれる。

※9 被認定者に対しては医療費・療養手当、死亡された時の葬祭料が、施行前死亡者又は未申請者の遺族に対しては特別遺族弔慰金・特別葬祭料が支給。なお、被認定者が死亡した場合の給付調整制度あり。